



2020年5月25日

各 位

会社名	株式会社インターネットイニシアティブ
代表者名	代表取締役社長 勝 栄二郎 (コード：3774、東証第一部)
問合せ先	常務取締役 CFO 渡井 昭久 (電話：03 (5205) 6500)

譲渡制限付株式報酬の導入に関するお知らせ

当社は、2020年5月25日開催の取締役会において、常勤取締役及び執行役員への賞与等の現金支給の一部に変えて譲渡制限付株式を支給すること（以下「本スキーム」という。）を決議し、本スキームに関する議案を2020年6月24日開催予定の第28回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本スキームの導入目的等

(1) 導入目的

本スキームは、当社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に、当社の企業価値の持続的向上へのインセンティブの強化と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に導入するものです。

(2) 導入条件

本スキームは、対象取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、導入にあたり、本株主総会で株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第16回定時株主総会において、年額5億円以内にご承認をいただいております。また、2011年6月28日開催の第19回定時株主総会において、当該報酬限度額の枠内で、対象取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をいただいております。本株主総会では、当該報酬限度額の枠内で、対象取締役に対し譲渡制限付株式を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。具体的な支給時期及び配分については、本株主総会後の取締役会において決定いたします。

2. 本スキームの概要

対象取締役は、本スキームに基づき当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

上述の取締役の報酬限度額 年額5億円以内に併せて、本スキームにより当社が発行又は処分する普通株式の限度枠は、年40,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割

比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」という。)の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

本株主総会において本スキームの導入について株主の皆様にご承認いただくことを条件に、当社の執行役員に対しても本スキームと同内容の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

以上